

返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、コンサルティング料の全額または一部を返戻する制度)を設けています。

1. 求職者が入社後、以下の事由に該当する場合は、コンサルティング料を返還するものとします。

※ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取決めを行う場合があります。

- (1) 明らかに当該求職者の責による理由によって懲戒解雇され、労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けた場合
- (2) 求職者が自己都合によって退職した場合
- (3) 上記(1)(2)の事情による返戻率は以下の通りとします。
 - ① 入社後 1 か月以内に退職 人材紹介料の 75%
 - ② 入社後 1 か月超 2 か月以内に退職 人材紹介料の 50%
 - ③ 入社後 2 か月超 3 か月以内に退職 人材紹介料の 25%

2. 但し、当該求職者の退職理由が以下の場合には、コンサルティング料の返還を行わないこととします。

- (1) 処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働条件と著しく異なることに起因する退職の場合
- (2) 求人票と異なる労働条件への変更を求めたことによる退職の場合
- (3) 求人者の責に帰すべき事由により退職に至った場合

事業所の名称及び所在地 Dissecrtera 株式会社

東京都豊島区南池袋二丁目 2 9 番 1 2 号 メトロシティ南池袋 6F